

就農初期段階に必要なとなる 施設や機器等の購入費補助

を実施します！

基幹的農業従事者が減少している中、農畜産物の生産技術の習得や農地確保等の就農準備を整えた新規就農者の方が、経営開始等に当たって必要となる施設や機器等の導入費の一部を補助いたします！！

- ・対象者：認定新規就農者等
- ・申込方法：別添必要書類を最寄りのJAまでご提出ください
- ・対象物：（１）経営開始等のための施設及び機器等の導入
（２）経営開始等のための施設修繕及び土壌改良
- ・補助率：3 / 4 以内

※ 1 補助事業者の補助限度額は3,750千円。その他条件あり。

<申し込み・お支払いまでの流れ>

①申し込み

申請書類が揃いましたらJA東京みどり各地区経済センターまで
ご提出ください。

申請期間：令和7年5月1日（木）～令和7年9月9日（火）まで
＊予算に達し次第、募集終了となる場合があります。

②機器購入

対象となる機器等をご購入いただき、領収書やレシートを保管ください。
なお、ご購入は申し込み受付完了後、令和8年1月30日（金）
までお済ませください。

③実績報告

必要書類が揃いましたらJA東京みどり各地区経済センターまでご提出
ください。

【最終期限】令和8年1月23日（金）まで

④支払い

書類確認後に随時お支払いいたします。

<補助対象資材>

令和8年1月31日までにご購入いただいたものが対象です。

事業種目	補助対象施設等	具体的な事例
(1) 経営開始等のための施設及び機器等の導入	① 生産施設	ビニールハウス、果樹棚、灌水施設等
	② 流通・販売施設	農産物自動販売機、農産物調製機、保冷库、梱包機等
	③ 加工施設	食品乾燥機等
	④ 農業用機械	トラクター、管理機、農薬散布機、草刈機等
	⑤ ①～④を導入するための附帯工事費	電気、水道工事（最小限のもの）など最低限度の附帯工事
(2) 経営開始等のための施設修繕及び土壌改良	⑥ 生産施設の修繕に係る費用	張り替え用ビニール、補修用パイプ
	⑦ 土づくりに係る費用	土壌改良資材の投入（化成肥料等は除く）

詳細については、JAもしくは以下問い合わせ先にご相談ください。

要綱・要領や申請様式は、JA東京中央会HP上にて公表いたします。

くわしくはこちら <https://www.tokyo-ja.or.jp/wp/archives/1454>

<申込期日・申込先>

申込締切：令和7年5月1日（木）～令和7年9月9日（火）まで

申込先：JA東京みどり 各地区経済センター

<問い合わせ先>

JA東京中央会 都市農業支援部

TEL：042(528)1375（直通） 9:00～17:00

E-mail: cu_nousin@tokyo-ja.or.jp

※お問い合わせの場合、電話もしくはメールにてご連絡ください。